

○ 独立行政法人水資源機構池田ダム放流にともなう吉野川流域警報業務に関する覚書

(平成17年4月1日調印)

吉野川市、阿波市（以下「甲」という。）と徳島中央広域連合（以下「乙」という。）とは、独立行政法人水資源機構池田ダム（以下「池田ダム」という。）放流時の警報業務について、次のとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条 この覚書は、池田ダム放流により人命危険、災害の発生等が予想されるとき、防災無線及び放送設備（以下「防災無線等」という。）による住民への周知及びサイレン吹鳴による警報を発することにより、人命危険を排除するとともに災害の発生を未然に防止することを目的とする。

(区域)

第2条 警報業務を行う区域は、甲の行政区域内とする。

(業務範囲)

第3条 甲の行う業務の範囲は、次条第1項各号に定めるものを除くその他の業務について行うものとする。

第4条 乙の行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 池田ダムからの放流に関する通報を受理すること。
- (2) 前号により受理した通報を甲が指定する場所に通報すること。
- (3) 第5条第1項に定める場所においてサイレン吹鳴による池田ダム放流の警報を発令すること。
- (4) 防災無線等を利用し、住民に池田ダム放流の周知をすること。
- (5) 前各号に掲げる業務の記録保管に関すること。

2 乙は、甲から第3条に定める業務処理に必要とする資料の提出を求められたときは、当該資料を提供しなければならない。

(警報発令場所等の指定)

第5条 サイレン吹鳴による警報の発令を行う場所及び放送設備設置場所は、別図のとおりとする。

2 甲は、前項に定めるサイレン吹鳴による警報の発令を行う場所に、甲と乙が協議し別に定める標識を設置するよう努めなければならない。

(警報の発令等)

第6条 乙は、池田ダムから毎秒500トン以上の放流の通報を受理したときは、ただちに甲に通報するとともに、消防用車両を使用し、指定場所において、第9条第2項に定める信号により警報の発令及び防災無線等により放送を行うものとする。

2 乙は、前項の規定に関わらず、次の各号に該当するときは警報の発令業務を実施しないことができる。この場合において、実施できない理由及び実施できなかった指定場所を速やかに甲に通報するものとする。

- (1) 通行止め、進入路の浸水等により指定場所への侵入が困難と認められるとき。
- (2) 人命、消防車両等に危害が及ぶおそれがあるとき。
- (3) 災害の発生等により当面の業務に著しく支障を生ずるおそれがあると認めら

れるとき。

- (4) 台風襲来時において、徳島県地方気象台予報区の一次細分区域の北部に、大雨警報及び洪水警報が発令、又は吉野川洪水警報が発令されたとき。

(通報場所の指定)

第7条 第4条第1項第2号に定める甲が指定する場所は次のとおりとする。

吉野川市 吉野川市鴨島町鴨島115番地1 吉野川市役所
阿波市 阿波市東原173番地 阿波市役所

(通報事項)

第8条 第4条第2号に定める通報は、次の事項について行うものとする。

- (1) 警報の種別
- (2) 池田ダムから通報受理時間
- (3) 放流開始の予定時間
- (4) 放流量
- (5) その他必要事項

2 通報は、一般加入電話又はファクシミリにより行うものとする。

(警報の種別及び信号)

第9条 警報の種別は次のとおりとする。

- (1) 第一種警報

池田ダムにおける毎秒の放流量が500トン以上1,000トン未満のとき

- (2) 第二種警報

池田ダムにおける毎秒の放流量が1,000トン以上のとき

2 前各号に定める警報の信号は次のとおりとする。

- (1) 第一種警報

サイレン吹鳴 断続3回

15秒 10秒 15秒 10秒 15秒

— V — V —

吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴

- (2) 第二種警報

サイレン吹鳴 断続6回

15秒 10秒 15秒 10秒 15秒 10秒 15秒 10秒 15秒 10秒 15秒

— V — V — V — V —

吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴

(通報の記録等)

第10条 乙は、第4条第1項第4号に定めるところにより、池田ダム放流通報・警報活動記録簿(別記様式)に必要事項を記入のうえ1年間保存しなければならない。

(改廃等)

第11条 この覚書を改正又は廃止するときは、甲と乙が協議のうえ定める。

(施行日)

第12条 この覚書は平成17年4月1日より施行する。

(その他)

第13条 水資源開発公団池田ダム放流にともなう吉野川流域警護に関する覚書(昭

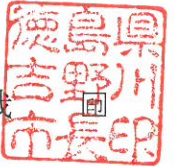
和51年6月15日調印)は、平成17年3月31日限りその効力を失う。

この覚書を証するため、本書3部を作成し、関係者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成17年4月1日

甲

吉野川市長 川真田哲哉



阿波市長職執行者 板東正



乙

徳島中央広域連合消防長 大串和夫

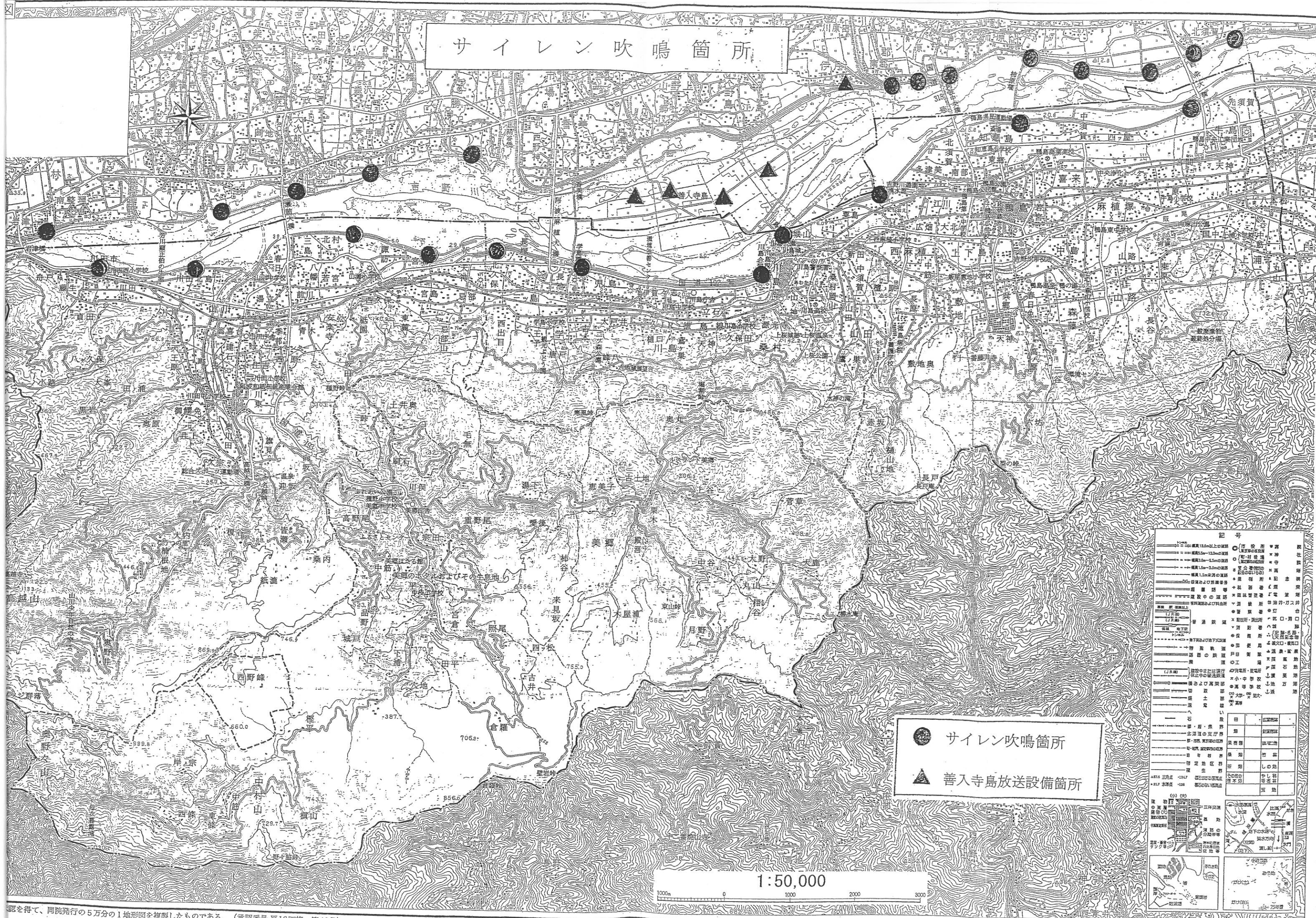


別記様式（第 1 0 条関係）

池田ダム放流通報・警報活動記録簿

				署 長		副 署 長		小 隊 長	
受信時間	平成 年 月 日 時 分				受信者	印			
通報の概要	放流量	t/sec			放流開始予定時刻		日 時 分		
	放流開始後 増 減 の見込み				最高放流量 t/sec 不確定				
	原因								
警報種別	☐ 第一種 ☐ 第二種								
警報活動等 記録	署 名	東消防署		中消防署		西消防署			
	業 務 従 事 者								
	業務開始時間								
	業務終了時間								
町 村 関 係 通 報 記 録	市 名	吉 野 川 市			阿 波 市				
	通 報 時 間								
	通 報 者								
	通報受理者								
	池田ダム覚書 第 6 条第 2 項 の特記事項								
通報任意依 頼者連絡記 録									
備 考									

サイレン吹鳴箇所



認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平16四複、第46号) 」

